性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第68号）（概要）

目的（１条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする**。

定義（２条）

「性的指向」
恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」
自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

基本理念（３条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、**全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念**にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（４条）

- 毎年１回、施策の実施の状況を公表（７条）
- 基本計画の策定（８条）
 ※おおむね３年ごとに検討・変更
- 学術研究その他の必要な研究（９条）
- 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条１項）
- 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条１項）
- 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営（11条）
- 指針の策定（12条）

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（５条）

- 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条１項）
- 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条１項）

事業主等の役割

- **労働者や児童等の理解の増進に自ら努める**（６条）

事業主の役割（10条２項）
- 情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置

学校※の設置者の役割（10条３項）
- 家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等
 ※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。

- **国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力**（６条）

留意事項（12条）

- 措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する。

見直し規定

- この法律の規定については、施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

公布・施行　令和５年６月23日